

うこと。

- (2) 計画作成担当者  
① 計画作成担当者は、共同生活住居ごとに置かなければならない。  
② 1の共同生活住居を有する事業所にあつては、当該計画作成担当者  
は介護支援専門員をもって充てなければならぬ。  
③ 2以上の共同生活住居を有する事業所にあつては、計画作成担当  
者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければなら  
ない。  
この場合、介護支援専門員をもって充てる者以外の計画作成担当  
者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援  
相談員等として痴呆性高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関  
し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。  
④ 上記③の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成  
担当者の業務を監督するものとする。  
⑤ 上記②から④までは、平成16年4月1日から施行する。ただし、  
平成18年3月31日までの間は、計画作成担当者すべて介護支  
援専門員でない者をもって充てることができる。  
なお、平成18年3月31日までの間にあつても、次の点に留意  
すること。  
イ 平成16年4月1日以降に新たに開設される事業所にあつて  
は、できる限り開設のときから、上記②から④までを満たすこと  
が望ましいこと。  
ロ 平成15年4月1日において現に開設されている事業所及び平  
成16年3月31日までに開設される事業所にあつては、できる  
限り早期に、上記②から④までを満たすよう努めなければならな  
いこと。  
⑥ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員  
でない者のいずれについても、別に厚生労働大臣が定める研修を修  
了している者でなければならぬ。  
なお、この研修は、従来から計画作成担当者に修了を義務づけて  
いるものであり、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第〇〇  
〇号。以下、「平成15年改正省令」という。）による改正によつて、  
既にこれを修了している者に新たな受講を義務づけるものではな  
い。  
⑦ 上記⑥の研修は、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担

(2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てることが望ましい  
が、特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援相談員等  
として痴呆性高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験  
を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。な  
お、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるもの  
とする。また、計画作成担当者としての資質を確保するために、指定  
を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場  
合を含む。）に別に定める研修を修了しているものとする。

当事業所の変更の届出を行う場合を含む。)に修了してなければならぬ。

ただし、平成14年8月9日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において計画作成担当者の職務に従事している者は、平成15年6月30日までの間は、当該研修を修了していても、引き続き当該共同生活住居において当該職務に従事することができるものとする。

⑧ 計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。

(3) 管理者

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第10の1の(5)を参照されたい。なお、一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。また、管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として、3年以上痴呆性高齢者の介護に従事した経験の有する者等適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であることが必要である。

さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際(指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。)に別に定める研修を修了しているものとするが、この研修は、従来から管理者に修了を義務づけているものであり、平成15年改正省令による改正によって、既にこれを修了している者に新たな受講を義務づけるものではない。

なお、平成14年8月9日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において管理者の職務に従事している者は、平成15年6月30日までの間は、当該研修を修了していても、引き続き当該共同生活住居において当該職務に従事することができるものとする。

3 設備に関する基準(基準第159条)

(1) 事業所

一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、2つまでに限られるものであるが、平成15年4月1日に現に2を超える共同生活住居を設けているもの(同日に現に2を超える共同生活住居を建築中のものを含む。)については、当分の間、当該共同生活住居を有するこ

(3) 管理者

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第10の1の(5)を参照されたい。なお、一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。また、管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として、3年以上痴呆性高齢者の介護に従事した経験の有する者等適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であることが必要である。

さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際(指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。)に別に定める研修を修了しているものとする。

3 設備に関する基準(基準第159条)

(1) 事業所

とができるものとする。なお、平成14年度及び平成15年度の国庫補助協議に係るものなど、平成15年4月1日に現に基本設計が終了している事業所についても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えないものとする。

1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、併設の事業所において行われる通所介護が、指定痴呆対応型共同生活介護の利用者が日常的に利用するものであって、かつ、家庭的な環境を維持できよう18名程度までの利用者に対して行われるものであれば、指定痴呆対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられることから、共同生活住居における利用者の生活に支障のない範囲で通所介護の利用者が共用することができるものとする。

なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室、宿直室については兼用であっても差し支えない。

(2)・(3) (略)

(4) 経過措置

平成12年4月1日に現に存する痴呆対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供する共同生活住居（基本的な設備が完成されているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって指定痴呆対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、1の居室の床面積に関する基準（7.4平方メートル以上）の規定は適用しない。

4 運営に関する基準

(1) 入退居

① 基準第160条第3項の「自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合」とは、入居申込者が第12の1により利用対象者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、当該指定痴呆対応型共同生活介護事業所の入居者数が既に定員に達している場合等であり、これらの場合には、同項の規定により、適切な他の指定痴呆対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、併設の事業所において行われる通所介護が、指定痴呆対応型共同生活介護の利用者が日常的に利用するものであって、かつ、家庭的な環境を維持できよう18名程度までの利用者に対して行われるものであれば、指定痴呆対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられることから、共同生活住居における利用者の生活に支障のない範囲で通所介護の利用者が共用することができるものとする。

なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室、宿直室については兼用であっても差し支えない。

(2)・(3) (略)

(4) 経過措置

この省令の施行の際現に存する痴呆対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供する共同生活住居（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって指定痴呆対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、1の居室の床面積に関する基準（7.43平方メートル以上）の規定は適用しない。

4 運営に関する基準

(1) 入退居

① 基準第160条第3項の「自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合」とは、入居申込者が第12の1により利用対象者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、当該指定痴呆対応型共同生活介護事業所の入居者数が既に定員に達している場合等であり、これらの場合には、基準第160条第3項の規定により、適切な他の指定痴呆対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

② 同条第4項は、入居申込者の入居に際し、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めることとしているが、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合には、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を可能な限り図ることとする。

(2) サービスの提供の記録

① 基準第161条第1項は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができなことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定痴呆対応型共同生活介護の提供を受けていることを確認できるように、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録し、基準第172条の4第2項の規定に基づき、その記録を2年間保存しなければならないこととしたものである。

(3) (略)

(4) 指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針

① 基準第163条第2項は、利用者が共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるときにも、利用者にとって当該共同生活住居が自らの生活の場であるときも必要に応じて必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

② 同条第4項で定めるサービス提供方法及び日課等も含むものである。

③ 同条第5項及び第6項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

② 基準第160条第4項は、入居申込者の入居に際し、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めることとしているが、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合には、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を可能な限り図ることとする。

(2) 入退居の記録

基準第161条は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができなことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定痴呆対応型共同生活介護の提供を受けていることを確認できるように、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。

(3) (略)

(4) 指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針

① 基準第163条第2項は、利用者が共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるときにも、利用者にとって当該共同生活住居が自らの生活の場であるときも必要に応じて必要な援助を行わなければならないこととしたものである。また、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるときは、1か所に共同生活住居数が3つを超える設置する場については、1か所に共同生活住居数が3つを超えるような形態は望ましくないものである。

② 基準第163条第4項で定めるサービス提供方法及び日課等も含むものである。

③ 基準第163条第5項において、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬこととしたものである。

なお、基準第172条の4第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

④ 同条第7項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総合的な評価を行い、常にその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の改善を図らなければならないことを規定したものである。

(5) 痴呆対応型共同生活介護計画の作成

① (略)

② 基準第164条第2項でいう通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、当該指定痴呆対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものである。また、その他の多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動をいうものである。

③ 痴呆対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者からの意思を反映させる機会を担保するため、計画作成担当者は、痴呆対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容を説明した上で利用者の同意を得、また当該痴呆対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した痴呆対応型共同生活介護計画は、基準第172条の5第2項の規定に基づき、2年間保存しておくなければならない。

④ 同条第6項は、痴呆対応型共同生活介護計画には、当該共同生活居屋内で提供するサービスだけでなく、当該共同生活居外において入居者が利用する他の居宅サービス等も位置づけられることから、計画作成担当者は、当該共同生活住居の他の介護従業者及び他の居宅サービス等を行う者と連携して当該計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、また、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。

④ 基準第163条第6項の「指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価」とは、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて行う総合的な評価をいうものである。

(5) 痴呆対応型共同生活介護計画の作成

① (略)

② 基準第164条第3項でいう通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、当該指定痴呆対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものである。また、その他の多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動をいうものである。

③ 基準第164条第4項は、痴呆対応型共同生活介護計画には、当該共同生活居屋内で提供するサービスだけでなく、当該共同生活居外において入居者が利用する他の居宅サービス等も位置づけられることから、計画作成担当者は、当該共同生活住居の他の介護従業者及び他の居宅サービス等を行う者と連携して当該計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、また、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(6) 介護等

① 基準第165条第1項で定める介護サービスの提供に当たっては、痴呆の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることとを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び痴呆の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければならぬ。

② 同条第2項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないうこととしたものである。ただし、指定痴呆対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。

③ 同条第3項は、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。

(7) 社会生活上の便宜の提供等

① 基準第166条第1項は事業者が画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を行うことができるよう必要な支援を行うことにより、利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び痴呆の症状の進行を緩和するよう努めることとしたものである。

② 同条第2項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、証明書の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるとについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

③ 同条第3項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、利用者の家族に対し、当該共同生活住居の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。

(6) 介護等

① 基準第165条第1項で定める介護サービスの提供に当たっては、痴呆の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることとを念頭に、利用者の精神的な安定、問題行動の減少及び痴呆の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。なお、介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

② 基準第165条第2項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居内で完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないうこととしたものである。ただし、指定痴呆対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを受けさせることは差し支えない。

③ 基準第165条第3項は、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。

(7) 社会生活上の便宜の提供等

① 基準第166条第1項は事業者が画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を行うことができるよう必要な支援を行うことにより、利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、問題行動の減少及び痴呆の症状の進行を緩和するよう努めることとしたものである。

② 基準第166条第2項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるとについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

③ 基準第166条第3項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、利用者の家族に対し、当該共同生活住居の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。

る。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図るものとする。さらに、家族との交流の機会を確保や地域住民との交流を図る観点から、特別養護老人ホーム等に併設したものではない単独型の共同生活住居については、次の地域のいずれかの中にあることが市町村により確認されていることとする。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。）

ロ 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿いや駅前、又は農山村等の集落地域内である場合等、地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域

#### (8) 運営規程

基準第168条は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定痴呆対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第4号の「指定痴呆対応型共同生活介護の内容」にあつては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。

また、第7号の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

#### (9) 勤務体制の確保等

基準第169条は、利用者に対する適切な指定痴呆対応型共同生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、宿直勤務担当者、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。

② (略)

③ 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要

ものである。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図るものとする。さらに、家族との交流の機会を確保や地域住民との交流を図る観点から、特別養護老人ホーム等に併設したものではない単独型の共同生活住居については、次の地域のいずれかの中にあることが市町村により確認されていることとする。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。）

イ 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿いや駅前、又は農山村等の集落地域内である場合等、地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域

#### (8) 運営規程

基準第168条は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定痴呆対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第4号の「指定痴呆対応型共同生活介護の内容」については、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。

#### (9) 勤務体制の確保等

基準第169条は、利用者に対する適切な指定痴呆対応型共同生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、宿直担当者等を明確にすること。

② (略)

③ 宿直時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、宿直勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとし、宿直勤務

な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外の指定痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者を確保すること。なお、常時介護従業者が1人以上確保されていること。

④ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 調査への協力等

基準第172条の2は、利用者が痴呆性高齢者であることや痴呆対応型共同生活介護の事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、事業者は、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである。

市町村は、妥当適切な指定痴呆対応型共同生活介護が行われているか確認するために定期的又は随時に調査を行い、基準を満たさない点などを把握した場合には、適宜都道府県に連絡をとるなど適切に対応するものとする。

また、市町村は、都道府県知事が法第70条第1項に基づく指定を行う上で確認すべき事項については、意見書を提出するものとする。(意見書の様式等については別に定める。)

さらに、事業者は、市町村に対し、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者等の資格や研修の履修状況等の情報について提出するとともに、自ら一般に公表するよう努めるものとする。(具体的な情報公開の項目については、別に定める。)

なお、市町村に対して提出する情報公開の項目は、指定の申請の際に都道府県知事に提出するとともに、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項に変更があった場合には10日以内に届け出る必要があるほか、届出の対象にならない事項も含め、少なくとも1年のうち一定の時期に1度(例えば各年度末)情報を更新し、都道府県知事に提出するものとする。

(13) 地域との連携等

① 基準第172条の3第1項は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、基準第1条第3項の趣旨に基づき、介護相談員を

宿直時間帯以外の指定痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者を確保すること。なお、常時介護従業者が1人以上確保されていることが必要であること。

④ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 調査への協力等

基準第172条の2は、利用者が痴呆性高齢者であることや痴呆対応型共同生活介護の事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、事業者は、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである。

市町村は、妥当適切な指定痴呆対応型共同生活介護が行われているか確認するために定期的又は随時に調査を行い、基準を満たさない点などを把握した場合には、適宜都道府県に連絡をとるなど適切に対応するものとする。

また、市町村は、都道府県知事が法第70条第1項に基づく指定を行う上で確認すべき事項については、意見書を提出するものとする。(意見書の様式等については別に定める。)

さらに、事業者は、市町村に対し、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者等の資格や研修の履修状況等の情報について提出するとともに、自ら一般に公表するよう努めるものとする。(具体的な情報公開の項目については、別に定める。)

なお、市町村に対して提出する情報公開の項目は、指定の申請の際に都道府県知事に提出するとともに、第131条第1項第10号に該当する事項に変更があった場合には10日以内に届け出る必要があるほか、届出の対象にならない事項も含め、少なくとも1年のうち一定の時期に1度(例えば各年度末)情報を更新し、都道府県知事に提出するものとする。